第 95 回定時株主総会インターネット開示事項

■事業報告

・当社の新株予約権等に関する事項‥‥‥

■事業報告

当社の新株予約権等に関する事項

2019年３月31日現在

当社は，次のとおり，ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年３月２日発行）	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2017年12月７日発行）	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2017年12月７日発行）
社債の総額	500億円	500億円	500億円
新株予約権の数	5,000個	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,794円	1,428円	1,429円
新株予約権の行使期間	2015年３月16日から2020年３月11日まで	2017年12月21日から2020年１月10日まで	2017年12月21日から2022年１月11日まで
社債の残高	500億円	500億円	500億円

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

１．当社の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴　取締役会は通常月１回開催し，経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，職務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて職務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵　取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため，経営会議を原則として毎週開催する。

⑶　執行役員に業務執行を担わせることにより，取締役会の意思決定および監督機能の強化，ならびに業務執行の効率化を図る。

⑷　中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸　取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役，執行役員および使用人に対する教育等を行う。

⑹　法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺　各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻　財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼　市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽　業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

２．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

⑵　リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。

⑶　非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

３．当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

４．当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　経営の基本方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。

⑵　適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

５．企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴　グループ企業の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。

ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。

ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

⑵　グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

⑶　グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。

ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

６．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として，監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行う。

７．当社の監査等委員会への報告に関する体制

⑴　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

ａ．監査等委員会は，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

ｂ．取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，速やかに報告を行う。

⑵　グループ企業の取締役，執行役員，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

⑶　当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

８．当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査等委員の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

９．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　代表取締役は，監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵　取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど，監査の実効性を高めるため，監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○　送配電部門の法的分離に向けて，分社化の方向性や送配電事業の受け皿となる分割準備会社の設立について決定するとともに，分社後の業務運営を試行しております（本年４月に分割準備会社を設立）。

○　中国電力グループ経営ビジョンのもと，中期経営計画を策定のうえ，電気事業を中心とした事業を展開するにあたり，取締役会を13回開催し，経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

　また，企業倫理委員会を４回開催し，コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をもとに，コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

　なお，コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については，すべて実施し，その旨を開示しております。

○　事業活動に潜むリスクを的確に把握し，未然防止に向けた施策を実施するとともに，その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また，危機に際しては，迅速かつ適切に対応するため，危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

○　グループ経営要綱において，グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており，グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて，グループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また，グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギアグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年２回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて，グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。

○　当社の考査部門は，内部監査基本計画に基づき，監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら，当社およびグループ企業の監査を実施しております。

○　当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については，監査等委員会への報告規程に基づき，速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

　また，監査等委員会は，意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

　監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として，代表取締役と監査等委員４名（うち社外取締役３名）をメンバーとする意見交換会を２回開催し，ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

■連結計算書類

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2018 年 4 月 1 日 から
2019 年 3 月 31 日 まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	185,527	17,066	390,477	△ 38,755	554,316
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 17,212		△ 17,212
親会社株主に帰属する当期純利益			11,446		11,446
自己株式の取得				△ 20	△ 20
自己株式の処分		△ 0		1	1
その他		△ 18		△ 0	△ 18
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	△ 18	△ 5,765	△ 20	△ 5,804
当連結会計年度末残高	185,527	17,048	384,711	△ 38,775	548,512

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	
当連結会計年度期首残高	22,509	20	△ 235	505	3,628
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
その他					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△ 12,250	246	△ 569	△ 3,232	△ 480
当連結会計年度変動額合計	△ 12,250	246	△ 569	△ 3,232	△ 480
当連結会計年度末残高	10,258	267	△ 804	△ 2,726	3,147

（注） その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

連　結　注　記　表

2018年　4月　1日から
2019年　3月 31日まで

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　21社

連結子会社は，中電工業㈱，中電プラント㈱，中国計器工業㈱，㈱エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ，中電環境テクノス㈱，㈱エネルギア・コミュニケーションズ，㈱エネルギア・ビジネスサービス，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス，㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.，Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.，Chugoku Electric Power America, LLC，㈱電力サポート中国，㈱アドプレックス，中電技術コンサルタント㈱，千葉パワー㈱，㈱エネルギア・スマイル，㈱エネルギア・ロジスティックス，テンパール工業㈱，中国高圧コンクリート工業㈱，㈱エネルギア介護サービスである。

Chugoku Electric Power America, LLCについては，当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

中企サービス㈱は，㈱エネルギア・スマイルに商号を変更し，当連結会計年度より持分法適用非連結子会社から連結子会社に変更している。

連結の範囲から除外した非連結子会社は，Chugoku Electric Power Singapore Pte.Ltd.，Ｃ＆Ｃインベストメント㈱，日電工業㈱，中国ベンド㈱，中国レコードマネジメント㈱，TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO.,LTD.であり，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて，それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数　4社
持分法を適用した関連会社の数　　12社

持分法を適用した関連会社は，瀬戸内共同火力㈱，㈱福利厚生倶楽部中国，水島エルエヌジー㈱，瀬戸内パワー㈱，大崎クールジェン㈱，海田バイオマスパワー㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー小名浜㈱，㈱中電工，中国電機製造㈱，ハウスプラス中国住宅保証㈱，㈱小月製鋼所である。

持分法適用非連結子会社であった福山電気㈱は，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービスを存続会社とする吸収合併を実施し，同社は消滅している。

持分法を適用していない非連結子会社（Chugoku Electric Power Singapore Pte.Ltd. 他）及び関連会社（CPCエナジー㈱ 他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券　　時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定している。）
時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(ﾛ) デリバティブ

時価法

(ﾊ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 償却方法

有形固定資産 … 定率法
無形固定資産 … 定額法

(ﾛ) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

(3) 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(ﾛ) 災害復旧費用引当金

2018年7月の豪雨災害により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

(ﾊ) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定に基づき，改正前の電気事業法第36条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(ニ) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(ロ) のれんの償却方法及び償却期間

5 年間で均等償却している。ただし，金額に重要性が乏しい場合には，発生した期に一時償却している。

(ハ) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(ニ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

（追加情報）

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっていたが，2018 年 4 月 1 日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成 30 年経済産業省令第 17 号）が施行され，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため，同施行日以降は，見込運転期間にわたり，定額法により費用計上する方法に変更した。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

この変更に伴い，従来の方法に比べて，当連結会計年度の営業利益，経常利益及び税金等調整前当期純利益は，それぞれ 1,575 百万円減少している。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を，発電設備の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが，同施行日以降は運転期間に変更した。

この変更に伴い，従来の方法に比べて，当連結会計年度末の原子力発電設備に含まれる資産除去債務相当資産が 10,240 百万円，資産除去債務が 11,815 百万円，それぞれ増加している。

(ホ) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について，「原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き，建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

(ヘ) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は,「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 40 号,以下「改正法」という。)に基づき,使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ,機構が再処理等を実施することになった。なお,改正法第 4 条第 1 項に基づき,原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また,2004 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち,2005 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は,「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年経済産業省令第 94 号)附則第 4 条に基づき,改正法の施行日以降,2019 年度までの間,毎期均等の 3,306 百万円を電気事業営業費用として計上している。

なお,機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており,当該拠出金については,使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(ト) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため,当連結会計年度末における見込額に基づき,退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上している。

退職給付債務の算定にあたり,退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については,主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は,その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 1 年)による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は,各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については,税効果を調整の上,純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(チ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は,税抜方式によっている。

(リ) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(ヌ) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)を当連結会計年度の期首から適用しており,繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し,繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において,「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めていた「固定資産売却益」は,金額的重要性が増したため,当連結会計年度より独立掲記することとしている。

なお,前連結会計年度の「固定資産売却益」は 1,411 百万円である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債	990,453 百万円
(1年以内に償還すべき金額を含む。)	
株式会社日本政策投資銀行借入金	286,445 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	35,000 百万円

(2) 連結子会社

担保資産

その他の固定資産	1,245 百万円

担保付債務

長期借入金	1,200 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
短期借入金	400 百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,374,219 百万円

3．偶発債務

(1) 保証債務

日本原燃株式会社	54,266 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	26,436 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	13,624 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	6,290 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	6,250 百万円
3B Power Sdn. Bhd.	6,088 百万円
水島エルエヌジー株式会社	5,387 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
その他	21 百万円
合計額	122,398 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

第347回社債	15,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
第365回社債	20,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
合計額	35,000 百万円

4．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29）

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	371,055,259	―	―	371,055,259

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,799,578	14,777	793	26,813,562

（変動事由）

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加	14,443 株
持分法適用会社の持分比率増加に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	334 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少	793 株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	8,606 百万円	25.00 円	2018 年 3 月 31 日	2018 年 6 月 28 日
2018 年 10 月 31 日 取締役会	普通株式	8,606 百万円	25.00 円	2018 年 9 月 30 日	2018 年 11 月 30 日

（注）配当金の総額は内部取引消去後

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,612 百万円	25.00 円	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 27 日

（注）配当金の総額は内部取引消去前

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは，事業の大半を電気事業が占めており，事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を，計画に基づき，主に社債，長期借入金，短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については，計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は，当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし，投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその大部分を電気料金債権が占め，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，電気供給約款等に基づき，顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債，長期借入金）であるため，市場金利の変動による業績への影響は限定的と考えられる。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが 1 年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，市場変動リスクの軽減・回避を目的に，金利スワップ取引，商品スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し，実施決定権限，執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って，取引を適切に管理している。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	16,546	16,546	－
(2) 現金及び預金	111,459	111,459	－
(3) 受取手形及び売掛金	132,776	132,776	－
負債			
(4) 社債	990,453	1,012,805	22,352
(5) 長期借入金	1,118,965	1,139,569	20,603
(6) 短期借入金	67,645	67,645	－
(7) 支払手形及び買掛金	48,684	48,684	－
(8) デリバティブ取引	(523)	(523)	－

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資（その他有価証券）

取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金，及び (3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格があるものは市場価格に基づき，市場価格のないものは，元利金合計額を同様の社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定，又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

(5) 長期借入金

固定金利によるものは，元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。

(6) 短期借入金，及び (7) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(8) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは，ヘッジ対象と一体として処理されているため，その時価は，当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

(注 2) 非上場株式等の有価証券（連結貸借対照表計上額 38,718 百万円）は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「(1) 長期投資（その他有価証券）」には含めていない。

(注 3) 社債及び長期借入金については，1 年以内に返済予定のものを含めている。

(注 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,613円71銭
1株当たり当期純利益	33円25銭

（重要な後発事象に関する注記）

重要な会社分割

当社は，2019年4月26日開催の取締役会決議により，2020年4月1日（予定）に，一般送配電事業及び離島における発電事業等を，会社分割の方法によって「中国電力ネットワーク株式会社」（2019年4月1日設立）に承継させることとし，同日，両社の間で吸収分割契約を締結した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。

本件吸収分割の効力発生については，2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁から事業の遂行に必要な承認等が得られることが前提条件となる。

1．取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業，離島における発電事業　等

(2) 企業結合日

2020年4月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし，当社の100%子会社である中国電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

中国電力ネットワーク株式会社

(5) その他の取引の概要に関する事項

2015年6月に改正された電気事業法において,2020年4月までの送配電部門の法的分離が求められている。当社は，送配電事業の一層の中立性を確保しつつ，これまで培ってきた効率性や業務品質を維持していくため，発電事業及び小売電気事業を担う当社を事業持株会社とし，送配電事業を子会社として分社する形で本件吸収分割を実施する。

当社は，送配電部門の法的分離後も，事業環境の変化や社会からの要請に対応し，引き続き効率的で競争力のある事業運営体制を構築していくことを通じて，中国電力グループ全体としての企業価値の向上を目指していく。

分割する資産，負債の項目及び帳簿価額（2019年3月31日現在）

（資産）		（負債）	
固定資産	951,539 百万円	固定負債	27,092 百万円
流動資産	57,033 百万円	流動負債	73,359 百万円
合　計	1,008,572 百万円	合　計	100,452 百万円

（注）上記の各金額は，2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため，実際に承継される金額は，上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

2．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき，共通支配下の取引として会計処理を行う予定である。

（その他の注記）

1．電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則に準じて連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

2．連結損益計算書における特別損益科目の説明

(1) 特別利益

有価証券売却益は，政策保有目的であった株式の売却益を計上している。

(2) 特別損失

財産偶発損は，2018 年 7 月の豪雨災害による滅失資産の簿価相当額を計上している。

災害特別損失は，同災害による災害復旧費用として，設備復旧費用（修繕費）2,698 百万円及びその他災害関連費用 824 百万円を計上している。

事業撤退損は，当社の連結子会社である株式会社アドプレックスのパッケージ印刷事業撤退に伴い発生した損失であり，減損損失 1,906 百万円を含んでいる。減損損失を計上した資産については以下のとおりである。

(ｲ) グルーピングの方法

電気事業に使用している固定資産は，発電から販売に至るまですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから，全体を１つの資産グループとしている。

電気事業以外の事業に使用している固定資産は，事業毎又は地点毎としている。

上記以外の固定資産については，原則として地点毎又は個別資産毎としている。

(ﾛ) 資産の概要及び金額

当社グループは，電気事業以外の事業に使用している以下の固定資産について減損損失を計上している。

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	広島県広島市	土地	560
		建物	725
		機械装置	589
		その他	32
合　計			1,906

(ﾊ) 回収可能価額の算定方法

対象資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として事業撤退損に計上している。回収可能価額は正味売却価額を使用しており，正味売却価額については売却見込額により評価している。

■計算書類

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2018 年 4 月 1 日 から
2019 年 3 月 31 日 まで

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	185,527	16,676	50	46,381	9	59	158,500	37,782	△ 38,362	406,625
当事業年度変動額										
海外投資等損失準備金の取崩					△ 2			2		－
特定災害防止準備金の積立						2		△ 2		－
剰余金の配当								△ 17,225		△ 17,225
当期純利益								8,510		8,510
自己株式の取得									△ 20	△ 20
自己株式の処分			△ 0						1	1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）										
当事業年度変動額合計	－	－	△ 0	－	△ 2	2	－	△ 8,715	△ 19	△ 8,734
当事業年度末残高	185,527	16,676	50	46,381	6	62	158,500	29,067	△ 38,382	397,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	11,708	248	11,956	418,582
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				－
特定災害防止準備金の積立				－
剰余金の配当				△ 17,225
当期純利益				8,510
自己株式の取得				△ 20
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）	△ 5,487	△ 625	△ 6,113	△ 6,113
当事業年度変動額合計	△ 5,487	△ 625	△ 6,113	△ 14,847
当事業年度末残高	6,220	△ 377	5,843	403,735

（注） 資本剰余金及び利益剰余金の各合計欄は記載を省略している。

個　別　注　記　表

2018 年　4 月　1 日から
2019 年　3 月 31 日まで

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

評価方法　貯蔵品のうち石炭，燃料油，ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2．固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 災害復旧費用引当金

2018 年 7 月の豪雨災害により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。

(4) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき，改正前の電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(5) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

4．その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(追加情報)

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっていたが，2018 年 4 月 1 日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成 30 年経済産業省令第 17 号）が施行され，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため，同施行日以降は，見込運転期間にわたり，定額法により費用計上する方法に変更した。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

この変更に伴い，従来の方法に比べて，当事業年度の営業利益，経常利益及び税引前当期純利益は，それぞれ 1,575 百万円減少している。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を，発電設備の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが，同施行日以降は運転期間に変更した。

この変更に伴い，従来の方法に比べて，当事業年度末の原子力発電設備に含まれる資産除去債務相当資産が 10,240 百万円，資産除去債務が 11,815 百万円，それぞれ増加している。

(5) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について，「原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き，建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法によっている。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は,「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 40 号, 以下「改正法」という。) に基づき, 使用済燃料再処理機構 (以下「機構」という。) に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ, 機構が再処理等を実施することになった。なお, 改正法第 4 条第 1 項に基づき, 原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また, 2004 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち, 2005 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は,「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年経済産業省令第 94 号) 附則第 4 条に基づき, 改正法の施行日以降, 2019 年度までの間, 毎期均等の 3,306 百万円を使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお, 機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており, 当該拠出金については, 使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は, 税抜方式によっている。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(9) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日) を当事業年度の期首から適用しており, 繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し, 繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	990,453 百万円
(1年以内に償還すべき金額を含む。)	
株式会社日本政策投資銀行借入金	286,445 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	35,000 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,274,571 百万円

3. 偶発債務

(1) 社債, 借入金及びコマーシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	54,266 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	26,436 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	13,624 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	9,225 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	6,290 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	6,250 百万円
3B Power Sdn.Bhd.	6,088 百万円
水島エルエヌジー株式会社	5,387 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
合計額	131,603 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については, 金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し, 債務の履行を委任している。

第347回社債	15,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
第365回社債	20,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
合計額	35,000 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	30,441 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	16,352 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	65,113 百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ＬＮＧ供給事業

専用固定資産	66 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,288 百万円
合計額	2,354 百万円

6. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29）

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	費用	114,853 百万円,	収益	84,686 百万円
営業取引以外の取引高		1,791 百万円		

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	26,550,377 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
原子力発電工事償却準備引当金	24,124 百万円
減価償却資産償却超過額	23,273 百万円
資産除去債務	12,552 百万円
修繕等工事費用	4,086 百万円
退職給付引当金	2,428 百万円
その他	15,812 百万円
繰延税金資産小計	82,277 百万円
評価性引当額	△ 13,027 百万円
繰延税金資産合計	69,250 百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△ 2,332 百万円
その他	△ 132 百万円
繰延税金負債合計	△ 2,465 百万円
繰延税金資産の純額	66,784 百万円

（1 株当たり情報に関する注記）

1 株当たり純資産額	1,171 円 93 銭
1 株当たり当期純利益	24 円 70 銭

（重要な後発事象に関する注記）

重要な会社分割

当社は，2019 年 4 月 26 日開催の取締役会決議により，2020 年 4 月 1 日（予定）に，一般送配電事業及び離島における発電事業等を，会社分割の方法によって「中国電力ネットワーク株式会社」（2019 年 4 月 1 日設立）に承継させることとし，同日，両社の間で吸収分割契約を締結した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。

本件吸収分割の効力発生については，2019 年 6 月 26 日開催予定の第 95 回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁から事業の遂行に必要な承認等が得られることが前提条件となる。

1．取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業，離島における発電事業　等

(2) 企業結合日

2020 年 4 月 1 日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし，当社の 100%子会社である中国電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

中国電力ネットワーク株式会社

(5) その他の取引の概要に関する事項

2015 年 6 月に改正された電気事業法において，2020 年 4 月までの送配電部門の法的分離が求められている。当社は，送配電事業の一層の中立性を確保しつつ，これまで培ってきた効率性や業務品質を維持していくため，発電事業及び小売電気事業を担う当社を事業持株会社とし，送配電事業を子会社として分社する形で本件吸収分割を実施する。

当社は，送配電部門の法的分離後も，事業環境の変化や社会からの要請に対応し，引き続き効率的で競争力のある事業運営体制を構築していくことを通じて，中国電力グループ全体としての企業価値の向上を目指していく。

分割する資産，負債の項目及び帳簿価額（2019年3月31日現在）

（資産）		（負債）	
固定資産	951,539 百万円	固定負債	27,092 百万円
流動資産	57,033 百万円	流動負債	73,359 百万円
合　計	1,008,572 百万円	合　計	100,452 百万円

（注）上記の各金額は，2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため，実際に承継される金額は，上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

2．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 31 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年 1 月 16 日）に基づき，共通支配下の取引として会計処理を行う予定である。

（その他の注記）

1．電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則により貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。

2．損益計算書における特別損益科目の説明

(1) 特別利益

有価証券売却益は，政策保有目的であった株式の売却益を計上している。

(2) 特別損失

財産偶発損は，2018 年 7 月の豪雨災害による滅失資産の簿価相当額を計上している。

災害特別損失は，同災害による災害復旧費用として，設備復旧費用（修繕費）及びその他災害関連費用を計上している。

関係会社事業損失は，当社の連結子会社である株式会社アドプレックスのパッケージ印刷事業撤退に伴い発生した損失として，同社株式に係る関係会社株式評価損及び関係会社支援損を計上している。